

## 議案第109号

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

令和6年8月27日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
等の一部を改正する法律の施行によりマイナンバーカードと健康保険証が一  
体化されることに伴い、被保険者証の返還に関する規定及び引用条項等を改  
正するため。

## 石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険条例（平成17年石岡市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第10条中「昭和33年法律第192号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第21条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。